

精神科のトピックス

e-らぼ〜るトピックス



e-らぼ〜るでは、精神科医療に携わる医療関係者の皆様に役立つ情報を田辺三菱製薬株式会社がお届けしています。
精神科のトピックス e-らぼ〜るトピックスでは、精神科に関するトピックスをお知らせしています。

2024.06.21

規制改革実施計画を公表 <<内閣府>>

令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画では、デジタルヘルスの推進として、精神科診療におけるオンライン診療の計画事項について提示されています。

令和6年度診療報酬改定では、通院精神療法に、情報通信機器を用いて実施した場合の評価が新設されましたが、対象患者については、「情報通信機器を用いた精神療法を実施する当該保険医療機関の精神科を担当する医師が、同一の疾病に対して、過去1年以内の期間に対面診療を行ったことがある患者」に限定されています。「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」においても、初診精神療法をオンライン診療で実施することは「十分な情報が得られず、信頼関係が前提とされない」等の理由から行わないとしており、そのため、当該指針は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」と同様に、厚生労働省が公開の議論を経て策定する必要があると指摘しています。以上のことを踏まえて、安全性・必要性・有効性の観点から、適切なオンライン精神療法の普及を推進するために、新たな指針を策定・公表すること検討し、結論・措置を図ることになりました。また、それを踏まえて、オンライン診療における精神療法の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずることが計画されています。

令和6年度診療報酬改定 Ⅱ-1 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進-④

情報通信機器を用いた通院精神療法に係る評価の新設

「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」を踏まえ、情報通信機器を用いて通院精神療法を実施した場合について、新たな評価を行う。

(新) 通院精神療法 Ⅷ 情報通信機器を用いて行った場合

(1) 30分以上 (精神保健指定医による場合)	357点
(2) 30分未満 (精神保健指定医による場合)	274点

【対象患者】
情報通信機器を用いた精神療法を実施する当該保険医療機関の精神科を担当する医師が、同一の疾病に対して、過去1年以内の期間に対面診療を行ったことがある患者

【算定要件】(概要)
(1) 情報通信機器を用いた精神療法を行う際には、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」(以下「オンライン精神療法指針」という。)に沿った診療及び処方を行うこと。
(2) 当該患者に対して、1回の処方において3種類以上の抗うつ薬または3種類以上の抗精神病薬を投与した場合には、算定できない。
【施設基準】(概要)
(1) 情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
(2) オンライン精神療法指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。
(3) オンライン精神療法指針において、「オンライン精神療法を実施する医師や医療機関については、精神障害にそれぞれ対応した地域包括ケアシステムに資するよう、地域における精神科医療の提供体制への貢献が求められる」とされていることから、以下のア及びイを満たすこと。
ア 地域の精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関 ※ (イ) から (ロ) までのいずれかを満たすこと

(イ)	(ロ)	(ハ)
・ 常時対応型施設 (※) 又は 身体合併症救急医療確保事業において指定	・ 病院前輸送型施設 (※) ・ 時間外、休日又は深夜において、 入院者が毎々1件以上 又は 外来対応件数が年10件以上	・ 外来対応型施設 (※) 又は 前掲対応型1の届出 ・ 精神科救急センター、保健所等からの 問い合わせ等に即応可能な体制

イ 情報通信機器を用いた精神療法を実施する精神保健指定医が、精神科救急医療体制の確保へ協力 ※ (イ) 又は (ロ) のいずれかの実績

(イ)	(ロ)
・ 時間外、休日又は深夜における外来対応施設での外来診療 又は 救急医療機関への診療協力を、年6回以上行うこと。	・ 精神保健福祉法上の精神保健指定医として業務等を年1回以上 行っていること。

出典：「令和6年度診療報酬改定説明資料等について」04 令和6年度診療報酬改定の概要 医療DXの推進 1.6頁 (厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00012.html) を加工して作成

規制改革実施計画 (6)健康・医療・介護 (イ)デジタルヘルスの推進			
事項名	規制改革の推進内容	実施時期	所管府省
身近な場所でのオンライン診療の更なる活用・普及	d.厚生労働省は、「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」(令和5年3月株式会社野村総合研究所(厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業))において、初診精神療法をオンライン診療で実施することは「十分な情報が得られず、信頼関係が前提とされない」、対面診療の補完としての活用を期待する声もある一方で、安全性・有効性の確保が課題との指摘もある」という理由で行わないこととされているが、患者団体や研究者からは初診精神療法のオンライン診療の必要性が求められていること、英米等においては初診精神療法をオンライン診療で実施されていること、精神疾患に対するオンライン診療が対面診療と同等の有用性を示すエビデンスが国内外において示されていること、当該指針は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省)と同様に、厚生労働省が公開の議論を経て策定する必要があるとの指摘があることなどを踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、適切なオンライン精神療法の普及を推進するために、新たな指針を策定・公表する。なお、その際、オンライン診療は対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることから、良質かつ適切な精神医療の提供の確保に向け、初診・再診ともにオンライン精神療法がより活用される方向で検討する。	d:令和6年度検討開始、令和7年までに結論・措置	厚生労働省
	e.厚生労働省は、dの新たに策定・公表する指針を踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、オンライン診療における精神療法の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。	e:令和7年度検討・結論・措置	

出典：「規制改革実施計画」令和6年6月21日閣議決定37頁 (内閣府) (https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan.html) を加工して作成

出典：「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定) (内閣府) (https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan.html) もとに田辺三菱製薬株式会社作成

2024.06.21

「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて (更新)」の事務連絡を发出 <<厚生労働省>>

令和5年11月27日付け事務連絡「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて」に関して、一部内容を更新し、新たにQ&Aが追加されました。追加されたQ&Aは以下の内容です。

(問3-17) 平成25年法改正以前に保護者による同意で医療保護入院をしている施行日時点入院者の継続入院について、みなし同意の対象となりうる家族等は誰か。

(答)
・ 原則として、施行日時点入院者の継続入院であっても、みなし同意は入院時の同意をした家族等に対して通知を行った場合に限られます。
・ ただし、平成25年の精神保健福祉法の改正の施行日(平成26年4月1日)前に、改正前の精神保健福祉法の定めによる保護者同意により医療保護入院をした者であって、当該保護者の変更があった場合における施行日時点入院者の継続入院の取扱いについては、変更後の保護者(複数回変更があった場合は、最後に変更された保護者)が「入院時の同意をした家族等」に該当します。

出典：「令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡」令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課「改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて (更新)」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/gyakutaiboushi/tsuchi_00007.html) を基に田辺三菱製薬作成